

3 保育の必要性の認定・保育時間・延長保育

保育の必要性の認定について

認可保育園・認定こども園（長時間利用）・小規模認可保育園・居宅訪問型保育に入園を希望する場合、入園の申込みに加え、「保育の必要性の認定（２・３号認定）」を受ける必要があります。

なお、入園申込みは認定申請を兼ねているため、別途申請をする必要はありません。前年度に待機となった方であっても、改めて入園申込みがあった場合には、「教育・保育給付認定決定通知書」を交付いたします。認定申請の流れについては、P.12～13をご参照ください。

※２・３号認定は、P.37の「保育の利用基準表」の事由に当てはまる方が対象です。

※保育園等の入園は、保育の必要性の認定後、利用調整会議で保護者等の状況によって指数付けを行い、指数の高い方から利用調整により決定します。

（１）保育の必要性の認定

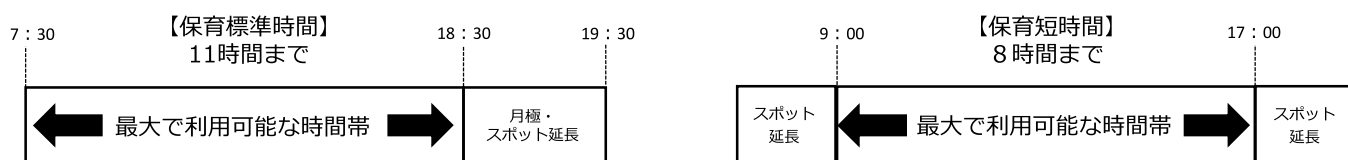
認定区分	年齢	保育の必要性	教育・保育時間	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	なし	教育標準時間	幼稚園・認定こども園（短時間利用）
2号認定	満3歳以上	あり	保育標準時間	認可保育園・認定こども園（長時間利用）
3号認定	満3歳未満		保育短時間	小規模認可保育園・居宅訪問型保育

（２）保育標準時間と保育短時間

保護者の保育の必要量に応じて、下表のとおり「保育標準時間」または「保育短時間」の区分で認定します。

認定区分	教育・保育時間	実際の利用時間
1号認定	教育標準時間	1日4時間を標準として、学則等により各施設で定める教育課程に係る時間
2・3号認定	保育標準時間	開所時間中（延長時間除く） 最大11時間 の中で、必要となる保育時間
	保育短時間	開所時間中（延長時間除く）の 9～17時 の中で、必要となる保育時間

<例> 開所時間7:30～18:30（18:30～19:30の延長あり）の施設の場合



◆上記の開所時間は施設により異なります（保育短時間は9:00～17:00で共通）。お申込み前にP.53～58の「保育施設定員一覧表」を必ず確認してください。

◆教育・保育給付認定では、最大で利用可能な保育時間を認定しており、具体的な保育時間やお迎えの時間は、施設との面談で決定します。

◆「保育短時間」を希望・認定されても、保育園等の入園が有利・不利になることは一切ありません。

（３）認可外保育施設等を利用する場合について

認可外保育施設等を利用し、保護者負担軽減事業の補助金を受ける為には、「教育・保育給付認定」または「施設等利用給付認定」を受ける必要がありますが、保育園等をお申込みされている場合、「教育・保育給付認定」を受けていますので、改めて認定を受ける必要はありません。（ただし、求職中等で認定期間が終了している場合は、お手続きが必要です。）

詳細は区ホームページの「認可外保育施設等を利用されている方への補助金（認可外保育施設等における幼児教育・保育の無償化）」のページをご確認ください。



保育時間について

- ◆保育標準時間については、11時間開所の時間内での保育を基本としています。
- ◆保育短時間については、9:00～17:00の間の保育を基本とし、超えた時間は**スポット延長保育**の対象となります。
(区内全施設対象 ※区立認可保育園の0歳児クラスを除く。)
- ◆保育標準・短時間とも、詳しい保育時間については、入園内定後の各施設との面談で決まります。
- ◆保育時間は、月単位で変更できます。**変更を希望する場合、「認定変更申請書兼届出事項変更届(区様式)」を変更希望月の前月末までに保育支援課保育サービス係に提出してください。**

月極延長保育とスポット延長保育

通常の保育時間を超えて保育が必要な場合、延長保育を利用できます。

区立認可保育園の月極延長保育

(1) 申込要件(①～③をすべて満たす必要があります)

- ①区立認可保育園の1歳児クラス以上に在園または入園希望していること
※転入予定のない方(在勤要件での申込み)は申込みできません。
- ②通常保育時間内(18:30)にお迎えが間に合わず、保護者のほかにお迎えができる方がいないこと
- ③通常保育時間(18:30)を超える日が週1日以上または月4日以上あること

(2) 手続きについて

- ◆延長保育が必要な方は、**入園申込みとは別に延長保育の申込みが必要**となります。
- ◆延長保育の申込期間は、通常保育と同様となります。
- ◆**新規入園または転園で、延長保育が必要な場合は、保育園等の入園(転園)申込時に、下記書類を提出してください。**
- ◆区立認可保育園に在園している方が申込み場合は、各月の締切日(P.10～13参照)までに在籍園で面接を受けてから直接在籍園に申し込んでください。

提出書類

- ①「区立保育園延長保育利用申込書(区様式)」(区ホームページからダウンロードできます)
- ② P.24「(2) 保育の必要性を証明する書類」(父母それぞれ必要です)

注 意 事 項

- ◆**育児休業及び育児時間(短時間勤務)を取得する保護者の方は、原則として延長保育は利用できません。**延長保育を利用している方は、育児休業または育児時間に入った時点で「区立保育園延長保育利用解除届(区様式)」を在籍園に提出してください。
- ◆保護者の就労先や就労形態等が変更になったときに、変更後も延長保育を希望する場合は、改めて延長保育の申込みが必要です。引き続き利用を希望する場合は、保育園ナビゲーターまで連絡してください。
※再申込みされても、必ず利用できるとは限りません。
- ◆求職中の方は申込みできません。

区立以外の認可保育園の月極延長保育

- ◆施設により、0歳児クラスまたは1歳児クラスからの延長保育を実施しています。(実施していない施設も一部あります。)実施施設・利用可能年齢・時間についてはP.53～58の「保育施設定員一覧表」をご覧ください。
- ◆**料金や申込要件、手続き等は各施設で異なります。**詳しくは各施設に直接お問い合わせください。(保育支援課保育サービス係へのお申込みは不要です。)

スポット延長保育について

- ◆区立認可保育園で実施しています。(0歳児クラス及び江東区民でない児童は利用できません。**料金は15分毎に100円です。**)
- ◆**月極延長保育の利用状況により利用できない場合があります。**入園が決定後、各施設に直接お問い合わせください。
- ◆私立・公設民営認可保育園・認定こども園・小規模認可保育園・居宅訪問型保育においても、スポット延長保育を実施している施設があります。(費用等は施設によって異なります。)詳しくは各施設に直接お問い合わせください。
※保育短時間のスポット延長保育については、上記の「保育時間について」をご覧ください。